

(令和 7 年 11 月 1 日)

今安ニコニコハウス 運営規程

指定認知症対応型共同生活介護事業（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人福知山シルバーが開設する 今安ニコニコハウス（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援 2 あるいは要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- 1 当事業所は事業の提供に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者の勤務体制その他重要事項を記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、サービスの提供について利用申込者の同意を得る。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の従業者は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 3 事業は、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活が送れるよ

うに配慮して行う。

- 4 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。
- 5 共同生活住居における介護従事者は、サービスの提供方法等に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 当事業所は、利用者の退去の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。また、利用者及びその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- 7 前 6 項のほか、「福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年 3 月 26 日条例第 44 号）及び「福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 26 日条例第 45 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 8 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の処置を講じるものとする。
- 9 事業所は、認知症対応型共同生活介護〔（介護予防）認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関

連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 今安ニコニコハウス
- (2) 所 在 地 京都府福知山市字今安小字前田 1004 番地の 1
- (3) 共同生活居住数 1 単位
- (4) 定 員 9 名

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1 名（介護従業者と兼務）

管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 計画作成担当者 1 名（介護従業者と兼務）

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 3 介護従業者 9 名（うち 2 名、管理者及び計画作成担当者と兼務）

介護従業者は、事業の提供にあたる。

- 4 看護師は利用者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。又、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。

- 5 従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

6 従業者は、相互に職責を理解し、協調するとともに常に秩序と品位を保持する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

(1) 営業日 1年を通じて毎日営業する(休業日は設けない)。

(2) 営業時間 24時間

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第6条 事業所の計画作成担当者は、事業の提供の開始に当たり利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、併設する小規模多機能型居宅介護に配置されている介護支援専門員と連携を図り、効率的な運営を行う。

(事業の内容)

第7条 当事業所は、利用者に対し、次に掲げるサービスの提供を行う。利用者の活動時間は8:30～19:00とする。

1 認知症対応型共同生活介護計画の作成 利用者のニーズを把握し、利用者に合った認知症対応型共同生活介護サービスを提供するよう計画する。

2 食事とその他家事、利用者と介護職員が原則として共同で行う。

- 3 入浴 利用者の身体の状態に応じて、1 週間に 2 回以上の入浴または清拭を行う。
- 4 生活相談 相談に応じ、利用者の精神的安定を図る。
- 5 健康管理 バイタルチェックを行う事により、利用者のその日の状況を把握する。
- 6 趣味活動 利用者の趣味または嗜好に応じた活動を行う。
- 7 日常生活用品の代行購入 ご希望により日用品の代行購入をします。
- 8 理美容サービス ご希望により理美容サービスを利用いただけます。(外部委託)

(利用料)

第 8 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割（一定以上の所得がある 65 歳以上の利用者は 2 割または 3 割）の額とする。

- 2 前項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用について、その実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たってはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

① 入居一時金 40,000 円（利用初回時に請求）

② 食 材 料 費 1,400 円／(1 日)

朝食 300 円 昼食 550 円 おやつ 50 円 夕食 500 円

③ 居 住 費 1,500 円／(1 日)

④ 光 熱 水 費 5,000 円／(1 ヶ月)

⑤ 洗 濯 代 100 円／(1 回)

⑥ 理 美 容 代 実 費

⑦ お む つ 代 実 費

⑧ 受 診 ・ 健 康 診 断 等 実 費

⑨ その他の費用 実費

本事業において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。その他日用品費 歯ブラシ・シャンプー・タオル等

(入居に当たっての留意事項)

第 9 条 事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 入居に際しては、主治の医師の診断書を提供すること。
- 2 利用者は努めて健康に留意すること。
- 3 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 4 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。

(緊急時等の対応)

第 10 条 介護事業者は利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(協力医療機関)

第 11 条 利用者の病状の急変及びサービス提供体制の確保のため、協力医療機関を以下に定める。

1 協力医療機関 医療法人 静寿会 渡辺医院

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる処置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第 13 条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず拘束する場合は、家族に対し身体拘束の理由、内容を説明し十分な理解を得る。医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録する。

(事故発生時等における対応方法)

第 14 条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び市町村及び京都府等に連絡するものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 15 条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 19 条 当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わないこと。

- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- (5) 金銭等の管理は各自で行うこと。
- (6) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこと。

(衛生管理等)

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる処置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(従業者の研修等)

第 21 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修を含む。）を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護〔（介護予防）認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するため及び非常時の態勢で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 事業所の会計は他の会計と区分し、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日の会計期間とする。

2 事業所は施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービス選択に関する重要事項を掲示する。

3 事業所は、施設、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、認知症対応型共同生活介護計画、サービス担当者会議の提供に関する記録整備を完了の日から 5 年間保管する。

4 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護〔（介護予防）認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就

業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を講じるものとする。

5 事業所は、全ての認知症対応型共同生活介護（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な処置を講じるものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は福知山シルバーと事業所の管理者との協議に基づいて決める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月1日から施行する。